

見附市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第1号

見附市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 見附市図書館、見附市民俗文化資料館並びに見附市公民館条例（平成18年見附市条例第22号）に基づき設置された公民館及び分館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に教育委員会がした許可、承認、委嘱等の処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした許可、承認、委嘱等の処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してされている申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（見附市図書館条例の一部改正）

4 見附市図書館条例（平成18年見附市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「見附市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1項第6号及び第2項、第6条、第7条、第11条第1項、第12条、第14条、第16条、第17条第3号ただし書及び第4号並びに第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（見附市民俗文化資料館条例の一部改正）

5 見附市民俗文化資料館条例（昭和55年見附市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「見附市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条、第7条第2号及び第3号並びに第9条中「委員会」を「市長」に改める。

（見附市公民館条例の一部改正）

6 見附市公民館条例（平成18年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条及び第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「この場合において」を「この場合において、」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条、第14条第2項及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（見附市文化財保護条例の一部改正）

7 見附市文化財保護条例（昭和58年見附市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「見附市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「当つて」を「当たって」に改める。

第4条第1項から第3項まで及び第6項並びに第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第11条及び第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「カ月」を「箇月」に改める。

第14条及び第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「当つて」を「当たって」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項、第2項及び第4項、第18条、第19条、第20条第1項並びに第21条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「第21条第3項」を「前条第3項」に改める。

第24条第1項、第25条第1項及び第26条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第28条中「教育委員会」を削る。

(見附市文化財保護審議会設置条例の一部改正)

- 8 見附市文化財保護審議会設置条例（昭和34年見附市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「見附市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「見附市」に改める。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。